

南紀白浜空港民間活力導入事業募集要項等 修正表

平成29年12月20日

南紀白浜空港民間活力導入事業募集要項

項	頁	修正前	修正後
第2.-1.-(8)-C)	9	①着陸料等の設定及び知事からの承認(空港条例第25条第3項)並びにその收受 ②空港内の土地、建物等の使用許可 ③空港内の土地、建物等の使用料の設定及び知事からの承認(空港条例第25条第3項)並びにその收受	①空港内の土地、建物等の使用許可 ②空港内の土地、建物等の使用料の設定及び知事からの承認(空港条例第25条第3項)並びにその收受
第2.-1.-(11)-A)	13	事業手法として、運営権、指定管理者を選択する場合、運営権者又は指定管理者は空港運営等業務によって得られる着陸料等を收受し、収入とすることができる。	事業手法として、運営権を選択する場合、運営権者は空港運営等業務によって得られる着陸料等を收受し、収入とすることができる。
第2.-1.-(11)-D)	13	事業手法として、運営権を選択する場合、現ビル施設及び国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に係る一切の収入は運営権者が收受し、収入とすることができる。	事業手法として、運営権を選択する場合、現ビル施設及び国際線受入機能を有したターミナルの運営等業務に係る一切の収入は運営権者が、自ら又はビル施設事業者をして、收受し、収入とすることができる。
第2.-1.-(12)-A) 脚注15	13	指定管理者を選択する場合の上限額は、運営権を選択する場合の上限額からハイジャック等防止対策に関する費用負担額を控除した額であり、業務委託等を選択する場合の上限額は、業務内容に見合った額である。	指定管理者を選択する場合の上限額は、運営権を選択する場合の上限額からハイジャック等防止対策に関する費用負担額を控除し、かつ、着陸料等の収入額を加算した額とし、業務委託等を選択する場合の上限額は、業務内容に見合った額とする。
第3.-1.	16	平成30年1月下旬～3月下旬 ・競争的対話の実施期間	平成30年2月上旬～4月中旬 ・競争的対話の実施期間
第3.-2.-(4)	17	—	(4) その他の要件 運営権者は、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者、その親会社及びそれらの子会社(以下「航空運送事業者」という。)並びに航空運送事業者の関連会社(その子会社を含む。)の子会社又は関連会社となつてはならない。
第3.-2.-(4) 脚注22	18	—	親会社とは、会社法第2条第4号に規定するものをいう。 子会社とは、会社法第2条第3号に規定するものをいう。 関連会社とは、会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第20号に規定するものをいう。
別紙2	32	応募事業者は、県が支払うサービス購入料及び利用者から直接收受する着陸料等収入、土地貸付料により利用者から徴収する収入等によって、県保有施設の維持管理・運営に係る費用を回収するものとする。	応募事業者は、県が支払うサービス購入料及び利用者から收受する収入等によって、県保有施設の維持管理・運営に係る費用を回収するものとする。
別紙2	32	図表1:サービス購入料の算出イメージ	図表1:サービス購入料の算出イメージ(運営権を選択する場合の例)
別紙3	33	図表2:サービス購入料の構成	図表2:サービス購入料の構成(運営権を選択する場合の例)

南紀白浜空港民間活力導入事業優先交渉権者選定基準

項	頁	修正前	修正後
第4.-1.	3	これは、形式的な審査であることから、審査委員会の開催を経ることなく、担当部局によって行い、その結果は、提案審査開始時に審査委員会に通知するものとする。	これは、形式的な審査であることから、審査委員会の開催を経ることなく、担当課によって行い、その結果は、提案審査開始時に審査委員会に通知するものとする。
第4.-4.-(2)	4	各審査委員の採点は、担当部局が集計し、機械的に得点案を作成し、審査委員会の承認を受けるものとする。	各審査委員の採点は、担当課が集計し、機械的に得点案を作成し、審査委員会の承認を受けるものとする。
表2 第二次審査における提案項目【E1】	8	当該リスク事業の顕在化時において取られる事業継続のための施策について、具体的かつ効果的な提案となっているか	当該リスク事象の顕在化時において取られる事業継続のための施策について、具体的かつ効果的な提案となっているか

南紀白浜空港民間活力導入事業様式集及び記載要領

項	頁	修正前	修正後
第1.-4.-(2)	3	(様式10-A~10-E)	(様式10-A~10-E)
様式10-E	44	現段階において想定する1年間当たりにおける空港運営等業務に要する費用(運営権を選択する場合は、ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。)としてのサービス購入料の概算額(ただし、第二次審査書類として提出する様式16-F1-①における当該費用に関する提案額は、本概算額を超えないものとする。)	現段階において想定する1年間当たりにおける空港運営等業務に要する費用(運営権を選択する場合は、ハイジャック等防止対策に関する費用負担を含む。)としてのサービス購入料の概算額(なお、第二次審査書類として提出する様式16-F1-①におけるサービス購入料の合計額を10又は応募者の提案に基づく指定管理者等空港運営事業期間で除した金額(以下「第二次審査提案年平均額」という。))は、原則として本概算額を超えないものとするが、第二次審査提案年平均額が本概算額を超える場合には、応募者はその理由について丁寧に説明すること。)
様式16-C1-2	59	事業手法として業務委託を選択する事業者においては、自らが料金設定を行うことはできないが、地域活性化及び空港運営の効率化を目的とする条例料金の提案を行うものとする。	事業手法として運営権を選択する事業者以外においては、自らが料金設定を行うことはできないが、地域活性化及び空港運営の効率化を目的とする条例料金の提案を行うものとする。